

## 業務運営評価制度における平成 15 年度年間事業計画

業務戦略に沿った業務の執行を確実なものとするため、外的環境の変化を踏まえつつ、本行の組織運営全体に関わる基本業務分野と、6 つの事業分野について以下のとおり当該年度に取り組むべき業務の方向性を本年度年間事業計画として示します。

### ．基本業務分野

本行業務に対する国民の理解を得つつ、健全な業務運営を実現するため、基本業務戦略の中で設定された事業・財務・組織能力に関する課題に対応する目標に着実に取り組み、過去の実績を踏まえた業務の改善を図っていきます。特に「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)を着実に実行するとともに「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融改革について」(平成 14 年 12 月 17 日閣議決定)を踏まえ、眼下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民業を補完し円滑な資金供給を確保するなど政策金融機関としての役割を果たして行くことが重要と考えます。この観点から、平成 14 年 10 月に経済財政諮問会議で決定されたデフレ対策(「改革支援のための総合対策」)にも積極的に取り組んでいきます。

#### < 事業 >

- 事業課題 1 . 民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化
- 事業課題 2 . 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用
- 事業課題 3 . 国際機関・他国公的機関との積極的連携
- 事業課題 4 . 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み
- 事業課題 5 . 中堅・中小企業向け支援内容の充実

#### < 財務 >

- 財務課題 1 . 適正な損益水準の確保
- 財務課題 2 . 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理

#### < 組織能力 >

- 組織課題 1 . オペレーションの効率的な実施
- 組織課題 2 . 我が国国民の意見・要請の適切な反映
- 組織課題 3 . 利用者の視点に立った業務の改善

## 組織課題 4 . 情報公開・広報活動の推進

課題各課題に対する目標、その目標を評価・モニタリングするための指標、及び各指標の 2002 年度計画値については別表の通りです。

### . 6 つの事業分野

#### 1 . 国際金融秩序安定への貢献

##### (1) 基本認識

国際金融資本市場のグローバル化や金融技術の進歩の結果、一部の地域の経済・金融危機が瞬時に世界的に連鎖するという国際金融システムの不安定要因が現れてきています。1997 年には、アジアの一部の国に対する市場の信認低下による短期資本の急激な流出を発端とする金融危機が発生し、国際機関や先進諸国が大規模な支援を実施、本行も政府の新宮澤構想の下、危機に見舞われた国々に対し機動的な支援を行いました。不安定な中東情勢や中南米の一部の国に於る経済情勢の悪化など、不透明な世界の経済情勢が続いている中、アジア通貨危機のような事態の予防・収拾に取り組むことが、国際経済社会にとって重要な課題となっています。

##### (2) 業務課題

上記 1 の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えております。また、これらの課題に対する取り組み、および取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を別表に例示します。

- ◎ 課題 1 - 1 : アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化

特に我が国と関係の深いアジア各国における経済回復ならびに危機再発防止のためには、市場の信認を回復・維持することが必要であり、そのために必要な構造調整実施のための支援について、知的協力も含めて、本行が緊密な関係を有している開発途上国政府や国際機関・他国公的機関ならびに民間部門とのネットワークを活用して取り組むことが求められています。

- ◎ 課題 1 - 2 : アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化

特に我が国と関係の深いアジア各国における国際金融危機に繋がる事象を早期に発見し、適時に適切な対応を行うために、本行が各種業務を通じて緊密な関係を有している開発途上国政府自身や国際機関・他国公的機関ならびに民間部門とのネットワークを活用し、それら諸国のマクロ経済動向をモニタリングしていく

ことが必要です。

◎ 課題 1 - 3 : アジア各国の国際金融市場における資金調達支援

アジア各国が市場からの信認を回復し、国際金融市場からの資金調達を自国の経済成長に見合ったペースで拡大できるよう、それらの国に対する民間資本フローを促進するために保証の提供等の施策を積極的に講じて、民業補完を推進していくことが求められています。また、アジアの債券市場の育成も重要となっており、本行としても前向きに取り組んで行くことが期待されています。

以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものです。

課題 1 - 4 : 効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化

- ◎ 課題 1 - 5 : 早期危機收拾のための積極的貢献
- ◎ 課題 1 - 6 : 社会的弱者への配慮の強化
- ◎ 課題 1 - 7 : 危機收拾のための民間資金の活用
- ◎ 課題 1 - 8 : 危機收拾支援の迅速な実施

## 2 . 開発途上国の経済社会開発支援

### (1) 基本認識

- ・ 円借款の年次供与国の平均 1 人あたり国民総所得は、1995 年の 620 ドルから 2001 年には 739 ドル、また、こうした所得水準に加え保健面・教育面から生活の質を示す人間開発指数 (HDI) についても 1995 年の 0.638 から 2000 年の 0.671 へと上昇しています。このような改善が見られるものの、例えば、日本 (2000 年の 1 人あたり国民総所得 : 37,126、2000 年の HDI : 0.933) と比べれば、依然としてはるかに低い水準にとどまっています。
- ・ また、1 人あたり国民総所得および人間開発指数を国毎に見ると、それぞれ、マレーシアで 3,640 ドル、0.782、バングラデシュで 370 ドル、0.478 と開発途上国の間でも大きな格差があります。
- ・ このように、世界の総人口の約 1/5 に相当する人々が 1 日 1 ドル以下で生活しているという現状を踏まえれば、貧困問題への対処は、依然として重要な課題となっています。
- ・ これについて、1990 年代におけるサミット、国連や経済協力開発機構の開発援助委員会における議論等をもとに、2000 年 9 月の国連ミレニアム・サミットにおいて「国連ミレニアム宣言」が採択されており、これを受けてまとめられた「ミレニアム開発目標 (MDGs)」では、貧困の削減、保健・教育の改善、環境保全等に関する 2015 年までの達成目標が示されています。特にアジアには、1 日 1

ドル以下で生活する人口の 2/3 が集中しており、MDGs（ミレニアム開発目標）の目標達成のためにもアジアの貧困削減は重要な要素となっております。

- ・ 更に、2002 年 8 月 26 日～9 月 4 日にかけて開催されたヨハネスブルグサミット（持続可能な開発に関する世界首脳会議）では、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」が採択され、各国が直面する環境・貧困等の課題を踏まえ、清浄な水、衛生、エネルギー、食料安全保障等へのアクセス改善、国際的に合意されたレベルの ODA 達成に向けた努力、ガバナンスの強化などが示されています。ヨハネスブルグサミットにおいて日本政府は「小泉構想」を発表し、人づくり、自立的な成長を通じた持続可能な開発と貧困削減の促進、環境の各分野で具体的な支援を実施していくとの日本の貢献の決意が示されており、水分野についても、第 3 回水フォーラムの開催等に取り組んでおります。
- ・ 近年国際社会の貧困問題への取り組みが強化されてきていますが、その背景には、特に同時多発テロ事件以降、開発途上国の貧困問題が要因の一つと考えられる地域紛争やテロが国際社会の安定や平和に重大な影響を及ぼしているとの認識が高まったことがあります。我が国も、我が国を含む国際経済社会の安定のために、貧困問題の解決や平和構築に積極的に取り組んでいくことが重要となっております。
- ・ 援助の手續面に関しては、国際社会では、途上国側の負担軽減やオーナーシップ強化の視点から「調和化」に向けた国際的な検討が行われています。

## （2）業務課題

上記 1 の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えております。また、これらの課題に対する取組み状況を評価・モニタリングするための指標を別表に例示します。なお、指標には、目標を上回る、又は下回ればよいもの、目標値の水準にあることがよいもの（大幅に上回る、又は下回ることが却って不適切なもの）があり、それに応じて適切に評価・モニタリングします。

### ◎ 課題 2 - 1：アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進

アジア地域は我が国と政治・経済的に密接な関係を有しており、同地域を中心とした支援を行うことが求められています。

また、経済社会開発に対処するために必要な方策は、各国の経済発展段階・社会経済体制や歴史・宗教・文化的背景、自然環境等により異なります。こうした中、厳しい財政状況の下、我が国として、より効果的かつ効率的な支援を行うため、各国の状況をよりの確に捉え、MDGs も踏まえつつ、開発ニーズの高い分野に対する選択的な支援が求められています。

◎ 課題 2 - 2 : 貧困削減への対応の強化

2002 年 3 月のモンテレイでの国連開発資金国際会議や 9 月のヨハネスブルグ・サミット (WSSD) でも MDGs 達成のための国際的行動計画が採択されており、我が国としても MDGs の第 1 の目標である貧困削減に取り組んでいく必要があります。

◎ 課題 2 - 3 : 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援

開発途上国の経済成長を促進し、雇用・所得の機会増加を通じ貧困を削減するためには、民間の経済活動の基盤となるインフラ整備や人材育成などが不可欠であり、これを推進する支援が求められています。

◎ 課題 2 - 4 : 知的協力の推進

経済社会開発を効果的に進めるためには、当該国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の運営維持体制等が整備されることが必要と考えられます。従って、開発政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等について、我が国及び本行の持つ知見・ノウハウを活用しつつ、知的協力を積極的に推進することが求められています。

◎ 課題 2 - 5 : 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進

円借款を含む我が国の政府開発援助 (ODA) に関して、説明責任の徹底、効果的・効率的な開発援助の実施等の要請が高まっていることから、国民参加、ならびに、他の援助機関・市民社会・途上国の地域社会等との連携・協調を推進することが求められています。

◎ 課題 2 - 6 : 円借款業務の質の向上

従来以上に債務負担能力に配慮した支援、並びに、円借款業務の効果的かつ効率的な実施を図るため評価の充実を図ること等を通じ、質の高い業務を行うことが求められています。

### 3 . 我が国の資源の安定確保

#### (1) 基本認識

- ・ 資源小国である我が国の 2000 年における主要資源の対外依存度は、石油 :

99.7%、天然ガス：96.7%、鉄鉱石：100%、銅：99.9%、となっています。

- ・ 日本企業の権益取得または長期引取契約を通じた我が国が確保可能なエネルギー資源輸入量は、石油については1993年の36.0百万klから1999年の37.8百万klへとほぼ横這いで推移し、LNGについては1993年の36.4百万トンから1999年の50.8百万トンへと増加しています。
- ・ IEAによれば世界のエネルギー需要は2020年までに97年比で57%増加し、この伸びの約半分を日本を除くアジア地域が占める見込みです。
- ・ 一般的にリスクが高く、巨額の資金を必要とする海外における資源案件に対しては、民間金融機関だけでは十分な長期資金を供給することが困難であり、我が国の経済社会活動に不可欠な資源の安定確保を政策的に支援することが必要です。

## (2) 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えております。また、これらの課題に対する取り組み、および取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を「別表」に例示します。

### ◎ 課題3 - 1：我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保

海外からの安定的な資源の確保を実現するためには、(1)日本企業による資源の権益取得、長期引取または販売権取得の支援、(2)資源供給国の新規開拓や新技術の活用による資源供給ソースの多角化に資する資源開発事業の支援、(3)我が国への資源供給に資するインフラ整備に対する支援や(4)アジア地域へのエネルギー供給を目的とした資源開発事業への支援などが求められています。

### ◎ 課題3 - 2：高リスク・巨額な資源案件への適切な対応

一般にリスクが高く、巨額な資金を必要とする海外における資源案件に対しては、本行が公的金融機関として有する開発途上国の経済情勢等に関する情報優位性、豊富な支援実績と多様な支援ツールを活かした相手国等に対する交渉力、ストラクチャードファイナンス・プロジェクトファイナンスにかかるノウハウを活用し、また、開発途上国政府や国際機関・他国公的機関との連携によるリスク軽減措置を通じて、民間金融機関のみでは対応困難な資源開発事業にかかるリスクに対応して、円滑な資源開発事業の実施を支援していくことが求められています。

## 4. 我が国の資本・技術集約型輸出の支援

### (1) 基本認識

我が国のプラント成約額は、通貨危機後のアジア地域における経済困難を主な要

因として、1996年度の197.4億ドルをピークに大幅に落ち込んでおり、2001年度は118.7億ドルとなっています。他の先進各国はいずれも公的輸出信用機関（ECA）によって自国のプラント輸出を支援していますが、本行と主要な他国ECAの公的輸出信用の承諾額を比較すると、1996年以降、本行が3,900億円程度で推移してきているのに対し、米、英、独はそれぞれ9,900億円、6,900億円、8,800億円程度で推移しており、我が国のプラント輸出は他の先進各国に比べ低調な状況にあります。

## （2）業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えております。また、これらの課題に対する取り組み、および取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を「別表」に例示します。

### ◎ 課題4 - 1：日本企業の輸出競争力の確保

公的輸出信用制度として、金融条件に関しては国際的取極め（OECD 公的輸出信用ガイドライン取極め）の制約を受けることから、開発途上国向け船舶・プラント輸出における日本企業の国際競争力を確保するためには、公的金融機関として有する開発途上国の経済情勢に関する情報優位性、豊富な支援実績と多様な支援ツールを活かした相手国に対する交渉力、ストラクチャードファイナンス・プロジェクトファイナンスにかかるノウハウを活用し、また、各種業務を通じて緊密な関係を有している開発途上国政府や他国ECAと連携して、船舶・プラント輸出に伴い、民間金融機関ではとることができない各種リスク・テイク、我が国民間金融機関の信用補完や公的輸出信用制度の利便性の向上を通じたより質の高いサービスを提供することが求められています。

### ◎ 課題4 - 2：日本企業の輸出機会の創出

我が国のプラント輸出が大幅に落ち込んでいる状況下、開発途上国の事業実施主体がプロジェクトの実施検討に際し必要とする調査を本行が行うことを通じ、我が国からのプラント輸出に繋がる可能性の高い優良プロジェクトの形成に寄与することにより、日本企業の輸出商談の機会創出を図ることが求められています。

### ◎ 課題4 - 3：我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

公的輸出信用制度については、OECD 輸出信用・信用保証部会をはじめとする国際会議においてそのルール等が取極められるため、こうした国際会議における積

極的提言により、我が国が他国に対し競争力を有するような制度とするよう努めることが求められています。

## 5. 我が国産業の国際的事業展開の支援

### (1) 基本認識

- ・ 経済のグローバル化が進む中、我が国企業は激しい国際競争に晒される中で経営改革を進めており、その一環として開発途上国への生産の移管による国際競争力の確保を目指しています。しかしながら、我が国の対外直接投資残高の対GDP比を他の主要先進国と比較すると、1999年で、英、独、米がそれぞれ、49.8%、18.9%、13.0%と高い水準であるのに比べ、我が国は5.7%と著しく低い水準に留まっています。
- ・ また、本行が支援対象としている開発途上国における日本企業（製造業）の現地法人売上高は、1990年の8.4兆円から1997年には20.5兆円にまで順調に増加してきたものの、アジア通貨危機の影響もあって1999年には18.3兆円に落ち込んでいます。
- ・ 一方、我が国経済はデフレ状態が継続し、不良債権問題による金融システムの不安定化や、民間金融機関の海外拠点からの撤退や業務縮小、企業の内需不振による業況不振や過剰債務等が、我が国企業にとって事業を行う上での大きな制約要因となっており、国際的な事業展開上の問題に対処するため、本行としても民間金融機関の業務を補完し、我が国企業に対する円滑な資金供給を確保すること等が重要となっています。

### (2) 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えております。また、これらの課題に対する取り組み、および取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を別表に例示します。

#### ◎ 課題5 - 1：開発途上国における日本企業の事業機会の創出

開発途上国における事業は、カントリーリスクをはじめとする国内での事業にはない固有のリスクが存在することから、本行が公的金融機関として有する開発途上国の経済情勢に関する情報優位性、豊富な支援実績と多様な支援ツールを活かした相手国に対する交渉力、ストラクチャードファイナンス・プロジェクトファイナンスにかかるノウハウを活用し、また、緊密な関係を有している開発途上国政府や国際機関・他国公的機関との連携により、民間金融機関では対応することが困難な開発途上国における事業に固有の各種リスクに対応して、開発途上国における日本企業の事業展開を支援することが求められています。加えて、アジア債券市場育成への取り組みの一環として、本行による現地通貨建て債券発行を通

じて同地域の本邦企業の現地通貨建ての資金調達を支援すること等も期待されています。また、途上国の日系企業との密接な関係を有する本邦金融機関と協力し、その業務を補完することも、日本企業の海外事業展開を効果的に支援する上で重要となっています。

◎課題 5 - 2 : 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援

開発途上国において日本企業が事業を行う場合、未整備な経済・社会インフラ(電力供給等) 投資関連諸制度(外資受入政策等) や未発達な金融・資本市場といった事業環境がボトルネックとなる場合が多いことから、開発途上国における事業環境の整備について、日本企業のニーズを十分反映することが求められています。

◎ 課題 5 - 3 : 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成

開発途上国において日本企業が事業活動を安定的に行うためには、原料、部品などの円滑な現地調達が不可欠であり、開発途上国における民間部門のうち、特に裾野産業を育成することが求められています。

◎ 課題 5 - 4 : 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

我が国企業の事業活動や我が国の国内経済に多大な悪影響を及ぼすアジア通貨危機のような事態に機動的に対応するため、マクロ経済のみならず、我が国企業の開発途上国における業況などの実体経済の状況を的確に把握し、政府の政策・施策の立案に適切に情報発信することが求められています。

## 6 . 開発途上国の地球規模問題への対応支援

### (1) 基本認識

- ・ 地球温暖化の要因の大半を占める二酸化炭素(CO<sub>2</sub>) 排出量について、そのうち開発途上国によるものは、35.8% (1998年) を占めます。特に、中国及びインドがそれぞれ31.0億トン、10.6億トンを占めており、米国(54.4億トン) や日本(11.3億トン) の年間排出量に比肩するものとなっているとともに、一層の増加が懸念されます。昨年6月に我が国で京都議定書が批准されたこと等を踏まえ、我が国としては、排出権確保等の観点からも CDM/JI 等の枠組みを活用しつつ、途上国における温暖化ガスの排出抑制に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ・ 酸性雨の原因となる二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の排出量について、ア

ジアの主要都市(注)における排出量(1995年)は、平均でそれぞれ73 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、57 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、特に重慶における二酸化硫黄の排出量は340 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、北京における窒素酸化物の排出量は122 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、世界保健機構(WHO)のガイドライン(40~60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )を大幅に超えています。

(注)ここでいう主要都市に含まれるのは、上海、重慶、北京、ボンベイ、カルカッタ、デリー、クアラルンプール、マニラ、バンコク(但し、NO<sub>2</sub>については、クアラルンプールとマニラを除く。)

## (2) 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えております。また、これらの課題に対する取組み状況を評価・モニタリングするための指標を「別表」に例示します。なお、指標には、目標を上回る、又は下回ればよいもの、目標値の水準にあることがよいもの(大幅に上回る、又は下回ることが却って不適切なもの)があり、それに応じて適切に評価・モニタリングします。

### 課題6-1：開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

本行は、開発途上国支援において、従来から我が国の高い技術の活用を通じた、地球温暖化対策及び公害防止等に関する支援を実施してきました。こうした本行の経験を活かし、開発途上国政府に対する、地球温暖化と我が国の酸性雨の要因となっているCO<sub>2</sub>及びSO<sub>2</sub>・NO<sub>2</sub>の排出量削減・吸収に資する対策への支援が求められています。

#### ◎ 課題6-2：日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充

日本企業はCO<sub>2</sub>の排出抑制に関して高い技術を有しており、こうした技術を円滑に開発途上国に導入するとともに、排出権獲得が我が国の産業活動維持の観点からも重要であることから、日本企業の排出権獲得に資する事業への支援を通じた地球温暖化対策への貢献が求められています。

#### ◎ 課題6-3：地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化

地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題についても、我が国としての積極的な貢献が必要です。感染症・人口問題等への取組みを実施するとともに、地球規模問題に関する国際会議・フォーラム等の国際的枠組みへの参加を通じ、情報・意見交換を積極化し、これを本行内にフィードバックすることにより体制を

強化することが求められています。。

◎ 課題 6 - 4 : 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係機関との知的連携の強化

地球規模問題に対しては、本行が有している開発途上国政府や開発途上国で活動する民間企業との深いつながりを活用することにより、効果的に対処することが可能です。同問題については、我が国内外の研究機関、国際機関、企業、NGO 等、様々な団体が豊富な知見・情報を有しており、こうした知見・情報を開発途上国における取組みに活用するため、これらの団体との間で意見・情報交換を積極的に実施することが求められています。

以 上